

新たにお店をはじめの方・会社を設立される方・異業種に挑戦する事業所を応援します。

商工業等起業支援制度

町では、活力ある商工業の振興を目的として、平成10年度以降「商工業振興促進条例」、「商工業振興起業促進条例」「商工業振興アシスト条例」を定め、店舗や工場、事務所の新築・増改築や設備費用に200万円を上限に助成をしてきました。

制度開始以来、多くの事業所が新規起業又は施設整備を行ってきており、地域の商工業振興の一助となっていることから、平成26年度からは、これまで対象としていた起業促進に加え、既存商工業者の方が異業種を開始しようとする場合についての事業も対象とした新制度がスタートしました。

「商工業等起業支援条例」		
内 容		助 成 額
起 業 者	新たに商工業等を営む個人及び法人が営業の用に供する施設、設備等で、事業に要する費用が100万円以上であるもの	費用の1/3又は200万円のいずれか少ない額
既 設 事 業 者	既に事業を営む商工業者が異業種を開始する場合の施設の増改築、備品、設備等で、事業に要する費用が100万円以上であるもの	

➤資格要件は・・・

- 起業時において起業者とその家族及び従業員とその家族全員が町内に居住し、3年以上の事業継続が見込まれること。
- 南富良野町商工会の会員となること。
- 町税等の滞納並びに遅延がないこと。

➤申請の手続は・・・

- ①事業を開始する30日前までに、事業計画書を提出（別に指示する書類を添付）
- ②町から事業認定通知を受けた後、事業着手届と助成金交付申請書を提出
- ③町から助成金交付決定通知を受けた後、事業完了精算書を提出（完了写真、領収書の写しを添付）
- ④助成金を受領

●申請・お問合せ先● 産業課商工観光係 ☎52-2178